

高圧ガス保安法に係る事故分類の見直しについて（案）

平成 27 年 12 月

高圧ガス保安室

高圧ガス保安法に係る事故分類の見直しを次のとおり行う。

なお、事故の分類は、原則、都道府県が行う。

B 級、C 級事故の分類の見直し

1. C 級事故の分類の見直し

C 級事故をその程度により、C 1 級と C 2 級の 2 つに分類する。

(1) C 1 級事故

C 級事故のうち、次に該当する事故

①人的被害（負傷者 5 名以下かつ重傷者 1 名以下）があった事故

②爆発、火災、又は破裂・破損が発生した事故

③毒性ガスが漏えいした事故

※毒性ガスとは、一般則第 2 条第 1 項第 2 号、コンビ則第 2 条第 1 項第 2 号、冷凍則第 2 条第 1 項第 2 号の毒性ガスをいう。

④ ①から③までの他、反応暴走に起因する事故、多量漏えいが発生した事故

（この場合、事業者は単に C 級事故として都道府県に報告し、都道府県は高圧ガス保安法事故措置マニュアルに基づき、C 級事故の分類を行う。）

(2) C 2 級事故

C 級事故のうち、C 1 級事故以外の事故

2. B 級事故の分類の見直し

B 級事故をその程度により、B 1 級と B 2 級の 2 つに分類する。

(1) B 1 級事故

B 級事故のうち、B 2 級事故以外の事故

(2) B 2 級事故

同一事業所において C 1 級以上の事故が発生した日から 1 年を経過しない間に発生した C 1 級事故（C 2 級事故が 2 回、又は C 1 級事故の後の C 2 級事故は該当しない。）

3. その他

・報告事項の見直し

C2級事故においては、報告事項のうち省略できる箇所がないか検討する。

4. 今後の予定

平成27年12月 事故分類の見直し

平成28年 1月 暫定スタート（平成28年事故集計（1～12月）に反映。）